

【すこやか歳時記】

葉月の候



戦後 80 周年の終戦記念日に。
立場の違いなども乗り越え、
平和な社会づくりの一步を。

今年の 8 月 15 日は、ちょうど戦後 80 年にあたる「終戦記念日」を迎えます。この日は「戦没者を追悼し平和を祈念する日」として公式に定められています。史実的に日本がポツダム宣言を受託したのは前日の 14 日で、調印したのは 9 月 2 日でした。そのため諸外国では調印日を終戦の日として設定している場合が多いようです。同じ出来事でも国の違いや立場の違いなどで、その受け止め方が変わること示唆している一例かもしれません。

職場のハラスメント問題なども立場の違いから受け止め方が大きく異なるケースが少なくありません。相手の立場を考え、尊重した対応が不可欠です。平和な職場、平和な社会を願って、立場の違いも歩み寄れる関係づくりをぜひ。

TOPIC

健康保険証が使えなくなります！
資格確認書がご自宅に届きます

2025 年 12 月 2 日から、現在の健康保険証は使用できなくなり、「マイナ保険証」が原則となります。マイナンバーカードを保険証として登録していない方には、「資格確認書」が発行されます。

協会けんぽに加入している方には、2025 年 7 月下旬以降、順次ご自宅へ特定記録郵便で送付されます（福岡は 2025 年 9 月以降の予定）。送付対象者の一覧は事前に会社へ届きます。不着時には会社に返送されますので、住所に変更がある方は早めの届出をお願いします。



夏期休業期間：8/9（土）～8/11（月）、8/13（水）～8/17（日）

※8/12 は通常通り営業致します

ご迷惑をおかけいたしますが、よろしくお願いいたします。

日々是好日カレンダー

8月 AUGUST 葉月・木染月・
秋風月・月見月

1 金	・八朔 ・水の日 ・肺の日 ・食品衛生月間 ・電気使用安全月間	
2 土	・金銀の日 ・博多人形の日 ・パンツの日 ・カレーうどんの日	
3 日	・司法書士の日 ・はちみつの日 ・ハモの日 ・ハサミの日	
4 月	・箸の日 ・橋の日 ・吊り橋の日 ・ピアホールの日	
5 火	・世界ビールデー ・ハコの日 ・タクシーの日 ・はんこの日	
6 水	・広島平和記念日 ・太陽熱発電の日 ・WWW の日 ・ハムの日	
7 木	・立秋 ・花の日 ・鼻の日 ・バナナの日 ・オクラの日	
8 金	・笑いの日 ・親孝行の日 ・屋根の日 ・洋食の日	
9 土	・長崎原爆の日 ・野球の日 ・薬草の日 ・駐車場の日	夏季休業日
10 日	・ホームヘルパーの日 ・バイトの日 ・帽子の日	
11 月	・山の日 ・スポーツ中継の日	夏季休業日
12 火	・雇用保険被保険者資格取得届の提出 ・太平洋横断記念日 ・配布の日	
13 水	・月遅れ盆迎え火 ・左利きの日 ・函館夜景の日	
14 木	・専売特許の日 ・国民皆泳の日	夏季休業日
15 金	・月遅れ盆 ・終戦記念日 ・刺身の日	
16 土	・月遅れ盆送り火 ・ソフトウェアの自由の日	
17 日	・プロ野球ナイター記念日 ・パイナップルの日	
18 月	・高校野球記念日 ・米の日 ・ビーフンの日	
19 火	・俳句の日 ・バイクの日	
20 水	・交通信号設置記念日 ・NHK 創立記念日 ・蚊の日	
21 木	・献血記念日 ・噴水の日 ・女子大生の日 ・パーフェクトの日	
22 金	・チンチン電車の日	
23 土	・処暑 ・白虎隊の日 ・奴隷貿易とその廃止を記念する国際デー	
24 日	・愛酒の日 ・ラグビーの日 ・ボンペイ最後の日	
25 月	・川柳発祥の日 ・即席ラーメン記念日 ・道路防災週間（～ 8/31）	
26 火	・人権宣言記念日 ・ユースホステルの日 ・ナミビアの日	
27 水	・「男はつらいよ」の日	
28 木	・気象予報士の日 ・民放テレビ放送開始の日	
29 金	・文化財保護法施行記念日 ・ベルばらの日 ・焼肉の日	
30 土	・ヤミ金融ゼロの日 ・国際失踪者デー	
31 日	・二百十日 ・野菜の日	

《今月の特集①》私生活上の問題行動を理由に解雇はできるか

従業員が勤務時間外のプライベートで問題行動や犯罪行為を起こした場合、その行為を理由に企業が解雇処分を行えるのか、最近の裁判例を交えて解説します。

はじめに

昨今は SNSやメディア報道等を通じて、従業員の不祥事が企業の評判リスクへ直結するケースが増えています。従業員が勤務時間外のプライベートで問題行動や犯罪行為を起こした場合、その行為を理由に企業が解雇できるのでしょうか。今回は、私生活上の刑事事件を理由に解雇が有効と判断された「大塚商会事件」を参考にしながら、私生活上の非違行為と解雇の有効性の判断基準について整理します。

大塚商会事件の概要

本件は、東証プライム上場企業である大塚商会の営業社員に関する事例です。この社員が、勤務時間外に面識のない女性に対する不同意わいせつ罪容疑で逮捕され(最終的に不起訴処分)、これを理由に懲戒解雇されました。解雇された労働者は「**私生活上の行為であり業務に無関係だ**」と解雇の無効を主張しましたが、東京地方裁判所(令和 6年 10月 25日判決)は懲戒解雇を有効と判断しました。

私生活と解雇の関係

一般に、従業員が業務時間外に起こした私的な問題行動を理由として会社が直ちに解雇やその他の懲戒処分を行うことは認められていません。例えば、東京地下鉄事件(東京地裁平成 27年 12月 25日判決)では、電車内の痴漢行為を理由とする諭旨解雇が「**解雇権の濫用**」と判断され、無効とされました。

裁判所の判断基準の変化

今回裁判所は、解雇を有効と判断するにあたり、**社会的な影響の大きさ、犯罪の悪質性、報道による会社の信用失墜**などの点を重視しました。コンプライアンスが強く求められる現在、「私生活上の行為は懲戒できない」という従来の見方に変化が生じているといえます。

判断のポイント

私生活上の問題行動を理由とした解雇の有効性を判断する上で重要なポイントは以下の通りです。

1. 社会的影響・企業イメージの毀損の程度

犯罪行為や SNS での炎上等により、企業イメージが損なわれ、苦情対応などで業務に影響を与えたか。

2. 職務内容との関連性

営業職・接客職・公的立場を伴う業務など、対外的信用が重視される職務であるか。

3. 犯罪の悪質性

暴力、性犯罪、薬物など、刑事罰の対象となるような悪質な違法行為であるか。

4. 懲戒規程の整備

社内の懲戒規程に「**私生活上の行為であっても会社の信用を著しく損ねた場合は懲戒対象とする**」などと明記されているかどうか。

解雇の有効性で争う場合の注意点

私生活上の問題行動に基づく懲戒解雇が認められる傾向は見られますが、実際の裁判で無効と判断された場合、係争期間中の賃金を遡って支払う義務が生じます。

現実的な対応策として、懲戒解雇の手続と並行し、退職勧奨を提案する選択肢を用意しておくことが安全です。

企業規模や事業内容に応じ、「懲戒処分の対象となる私生活上の問題行動」をリスト化し、就業規則で周知する方法が有効です。

たとえば幼児教育現場では、痴漢などの性犯罪が企業イメージに深刻な影響を及ぼします。特に重大な行為は、プライベートでも懲戒対象になると従業員に明示し、抑止効果を高めましょう。

《今月の特集②》在職老齢年金の基準額見直し予定について

2026年4月以降、年金支給停止の仕組みである在職老齢年金の基準額が引き上げされる見込みです。

はじめに

年金制度のなかでも、特に働くシニア世代に大きな影響を与えるのが「在職老齢年金制度」です。働くことで年金が支給停止されるこの仕組みは、シニア世代の就労意欲を削ぐ恐れがあると指摘されています。2026年以降に予定されている改正内容の動向を解説し、企業として留意すべきポイントをご案内します。

在職老齢年金とは

在職老齢年金とは、厚生年金に加入して働いている60歳以上の方に対し、一定の賃金と年金額の合計が基準額を超えると、その超過分にに応じて年金が一部または全額支給停止となる仕組みです。**※注**

具体的には、老齢厚生年金の年額 ÷ 12(基本月額)と、毎月の賃金(標準報酬月額 + 1年間の賞与(標準賞与額) ÷ 12)の合計額が51万円超となるときに、超えた額の2分の1が支給停止となります。

【計算例】

老齢厚生年金額 120万円〔基本月額 10万円〕の方で、総報酬月額相当額が 44万円(標準報酬月額 34万円、標準賞与額 120万円〔月額 10万円〕)の場合

→ 基本月額 10万円 + 総報酬月額相当額 44万円
= 54万円 > 51万円

3万円超過しているため、その2分の1である月額 1.5万円が年金から支給停止されます。

年金支給額 = 120万円 - 1.5万円 × 12ヶ月 = 102万円
つまり、年金額が 120万円 → 102万円に減ります。

※在職による支給停止は老齢厚生年金に対して行われるもので、老齢基礎年金は支給停止の対象とはなりません

見直しの内容

2025年6月13日の年金改正法案成立により、2026年4月から基準額を月62万円へ引き上げることとなりました。このことにより、年金の支給停止はさらに起こりにくくなります。

在職老齢年金と繰り下げ

老齢厚生年金は原則65歳から支給されますが、本人の希望によって最大75歳まで「繰下げ受給」が可能です。繰り下げることで1か月あたり0.7%、1年で8.4%ずつ年金額が増額され、75歳まで繰り下げれば年金額は最大84%増額される仕組みです。

「在職老齢年金の支給停止を避けるため、繰下げ支給を選択したい」という意見もありますが、この方法では実質的な回避になりません。なぜなら、**在職により本来支給停止となるはずだった年金額は、繰下げによる増額の計算対象から除外されるため**です。つまり、増額されない部分が生じ、期待した効果が得にくくなります。

例えば、年金基本月額20万円、役員報酬が月100万円の代表取締役(65歳)が、老齢厚生年金を繰り下げて受給開始年齢を5年繰り下げたとしても、繰り下げた5年分の年金は増額されないことになります。

【計算例】

老齢厚生年金額 240万円〔基本月額 20万円〕の方で、総報酬月額相当額が 100万円の場合

→ 基本月額 20万円 + 総報酬月額相当額 100万円
= 120万円 > 62万円

超過額の2分の1である月額 29万円 > 20万円(年金全額)が支給停止対象扱いとなり、繰り下げの増額メリットを受けられません。

“130万円の壁”対策に 健康保険の扶養「事業主の証明」制度とは？

パート・アルバイトの方が健康保険の「扶養」に入っている場合、年収見込みが130万円（60歳以上・障害者は180万円）を超えると、原則扶養から外れてしまいます。

いわゆる“130万円の壁”は、非正規雇用の方の働き方を制限する一因になってきました。

令和5年10月より、一時的な収入超過であれば「事業主の証明」により扶養認定を継続できる特例制度が導入されています。

◆ 制度のポイント

対象者：パート・アルバイトなどの短時間労働者で、一時的な理由により収入が増えた方

主な対象ケース：

●繁忙期や人手不足による勤務時間の一時的増加 ●突発的な案件対応など ※賃金の恒常的増加は対象外

証明方法：勤務先の事業主が「一時的な収入増」であることを記載した証明書を作成

⇒ 被扶養者の家族や本人を通じて、健康保険組合・協会けんぽに提出

◆ ご注意ください

使用できるのは同一被扶養者で原則2年連続まで。複数勤務先がある場合は
主な勤務先の証明が必要

◆ 企業・従業員双方にメリット

「扶養から外れたくないから働けない」という就業調整の抑制に。企業にとっても、
繁忙期などに人手を確保しやすくなる制度です。

柔軟な働き方を支援する仕組みとして、ぜひご活用を！

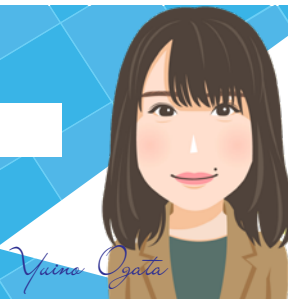
詳細・証明書様式
はコチラ



<https://www.mhlw.go.jp/content/001159349.docx>

スタッフ紹介

福岡中央労務管理事務所
緒方 惟乃



緒方惟乃と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

Q 趣味を教えてください

A 最近では行けていないのですが、お笑いライブに行くことが好きです。テレビで見るのもいいですが、ライブのリアル感には敵いません。

Q 好きな食べ物はなんですか

A 唐揚げです。最近できたテイクアウトのから揚げ専門店が多いので食べ比べをしています。しかしやはり母が作るから揚げが一番美味しいかもしれません。

Q 好きな本はなんですか

A 伊坂幸太郎『砂漠』です。伊坂さんの作品は甲乙つけがたいのですが、中でもこれは受験生時代に心の支えとなった本で何度も繰り返し読みました。

皆様のお役にたてるよう頑張りますので、
宜しくお願い致します。

当事務所について



労務ジャパン株式会社



福岡中央労務管理事務所

当事務所は福岡高等裁判所
(新庁舎)の南門から徒歩1分です。
ミニセミナーの開催も行います。
ぜひお気軽にお越しください。

《住所、電話番号》

〒810-0031
福岡市中央区谷2-14-8
TEL 092-734-2300
FAX 092-734-2301



《事務所地図》



地下鉄七隈線 六本松駅より徒歩約5分
セブンイレブンが目印です。



すこやか労務月報

[8 月版]
No. 99

体調管理は、翌日も確実に。

猛暑が続く夏場には、各自でも工作中的の熱中症対策には十分に気を付けていると思います。しかし、暑い日中の仕事を乗り切ったとしても、帰宅後の夜間に発症する「時差熱中症」や翌日に体調を崩す「翌日熱中症」などの発生も注意が求められています。日中のダメージが蓄積することで事後に発生するケースもありますので、帰宅後も気を抜かず翌日のことまで考えて、水分補給や温度管理などを心がけて体調を整えるようにご注意ください。

また、つい冷たいビールなどを飲みすぎてしまって翌日にアルコールが残ってしまう事例もあります。飲酒も翌日のことを考えて控えめに。自分では大丈夫と思っていても、そうではない場合もあることを想定してご対応ください。



8 月の
注意ポイント

- その **①** 熱中症対策は夜間や翌日にもご注意を !!
- その **②** 飲酒は翌日に残らないように控えめに !!
- その **③** 夏バテ予防の睡眠や休養で安全な仕事に !!